

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府 令〕

○児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五三）

### 〔規 則〕

○実用発電用原子炉及びその附属施設  
の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則  
（原子力規制委一五）

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則  
（同一六）

### 〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件  
（法務五六六）

○腐敗の防止に関する国際連合条約への二ウエの加入に関する件  
（外務四〇八）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（同四〇九）

五 四 三 二 一

○畜産経営の安定に関する法律施行令  
第六条の規定に基づき、農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域を定める件  
（農林水産二〇八〇）

○畜産経営の安定に関する法律第十條  
第一項第三号の規定に基づき、東京都の区域を分けた区域を定める件  
（同二〇八一）

○保安林の指定をする件  
（同二〇八二）  
○保安林の指定を解除する件  
（同二〇八九）

○型式検査に合格した農機具の型式等  
について報告があった件  
（同二〇九〇）

○道路に関する件  
（関東地方整備局二九三）  
○道路に関する件  
（中国地方整備局九四）

〔人事異動〕  
内閣 法務省 会計検査院

〔叙位・叙勲〕  
〔皇室事項〕  
〔官庁報告〕  
官庁事項

特定保安林の指定について  
（農林水産省）  
関東地方整備局公示（関東地方整備局）

〔公 告〕  
諸事項

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、再生関係

特殊法人等  
企業年金基金解散・清算人就任関係  
会社その他

三 九 九 九 八 八 七 六

## 府 令

○内閣府令第五十三号  
児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項及び第二十六條第一項の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。  
平成二十九年十二月十四日  
児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令  
児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三

改正後	改正前
<p>（認定の請求）</p> <p>第一条の四 法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによって行わなければならない。</p> <p>2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>〔一〕七 略</p> <p>八 一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書</p> <p>〔九〕十 略</p> <p>〔三〕四 略</p>	<p>（認定の請求）</p> <p>第一条の四 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〕七 同上</p> <p>八 一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書</p> <p>〔九〕十 同上</p> <p>〔三〕四 同上</p>

備考 表中「」の記載は注記である。  
様式第二号及び様式第六号中「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」及び「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則

第一条 この府令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の児童手当法施行規則第一条の四第二項第八号の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

2 この府令の施行の際この府令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規 則

○原子力規制委員会規則第十五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第四十三條の三の六第一項第四号及び第四十三條の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月十四日 原子力規制委員会委員長 更田 豊志

実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

(改正の対象となる規則の一部改正)

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第五号) 別表第一

二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号) 別表第二

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十三條の三の九第一項の規定による認可(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第十一條及び第十二條並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。)を受けた発電用原子炉施設(法第四十三條の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。)に対する第一條の規定による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「新設置許可基準規則」という。)第五十條及び第五十九條の規定並びに第一條の規定による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基

準に関する規則(以下「新技術基準規則」という。)第六十五條及び第七十四條の規定の適用については、平成三十一年一月一日以後最初に当該発電用原子炉施設に係る法第四十三條の三の十五の検査を終了した日までの間(以下「経過措置期間」という。)は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過措置期間中に行われる次に掲げる許可、認可及び検査

イ 法第四十三條の三の八第一項の規定による変更の許可(新設置許可基準規則第五十條及び第五十九條の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。)

ロ 法第四十三條の三の九第一項及び第二項の規定による認可(新技術基準規則第六十五條及び第七十四條の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。)

ハ 法第四十三條の三の十一第一項の検査(ロの認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。)

二 前号ハの検査に合格した発電用原子炉施設

別表第一 実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)</p> <p>第五十條 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器の過圧を維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設(原子炉格納容器の構造上、炉心の著しい損傷が発生した場合において短時間のうちに原子炉格納容器の過圧による破損が発生するおそれがあるものに限る。)には、前項の設備に加えて、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>3 前項の設備は、共通要因によつて第一項の設備の過圧破損防止機能(炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために必要な機能をいう。)と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>(運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)</p> <p>第五十九條 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合(重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成す</p>	<p>(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)</p> <p>第五十條 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>[項を加える。]</p> <p>第五十九條 第二十六條第一項の規定により設置される原子炉制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまる</p>